

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算措置との関係	なし
備 考	

- 1 警察職員が行う次の作業又は業務に係る特殊勤務手当を廃止する。
- (1) 術科指導の作業
 - (2) 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業
 - (3) 犯罪捜査等の通訳の作業
 - (4) 無線機器の運用又は保守の業務
- 2 次の特殊勤務手当の支給要件及び支給額を改める。
- (1) 災害応急作業等従事職員が行う次の作業に係るもの
 - ア 巡回監視作業

日額 480円	→	日額 710円
---------	---	---------
 - イ 応急作業等

日額 730円	→	日額 1,080円
---------	---	-----------
 - (2) 警察職員が行う次の作業又は業務に係るもの
 - ア 交通捜査の作業
 - (ア) 夜間において行う作業及び高速道路で行う作業

日額 580円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 840円
----------------------------	---	---------
 - (イ) 夜間に高速道路で行う作業

日額 790円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 1,260円
----------------------------	---	-----------
 - (ウ) (ア)及び(イ)の作業を除く作業

日額 440円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 560円
----------------------------	---	---------
 - イ 交通整理の業務

月額 7,000円	→	日額 310円
(高速道路で行うもの 日額 150円加算)		(高速道路で行うもの 日額 460円)
 - ウ 私服員が行う犯罪の予防等の業務

月額 10,300円	→	日額 560円
------------	---	---------
 - エ 犯罪鑑識の業務

月額 6,200円	→	日額 280円
(犯罪現場等で行うもの 日額 190円加算)		(犯罪現場等で行うもの 日額 560円)
 - オ 警らの業務

月額 6,300円	→	日額 340円
-----------	---	---------
 - カ 緊急自動車の運転の業務

月額 10,300円以内で人事 委員会規則で定める額	→	日額 420円
		(自動二輪車又は高速道路における 自動車の運転 日額 560円)
- 3 その他規定の整備を行う。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「四百八十円」を「七百十円」に改め、同項第二号中「七百三十円」を「千八十円」に改める。

第三十三条中「第十三号」を「第十号」に、「第十四号から第二十五号」を「第十一号から第二十一号」に、「第二十二号」を「第十八号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号イ中「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ロ中「及び第十四号」を「第十一号及び第十五号」に、「五百八十円以内で人事委員会規則で定める額」を「八百四十円」に改め、同号ハ中「七百九十円以内で人事委員会規則で定める額」を「千二百六十円」に改め、同号ニ中「四百四十円以内で人事委員会規則で定める額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第十四号中「在勤一月につき 七千円」を「勤務一日につき 三百十円」に、「七千円に勤務一日につき百五十円を加算した額」を「四百六十円」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十五号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十六号中「在勤一月につき 六千二百円」を「勤務一日につき 二百八十円」に、「六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額」を「五百六十円」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十七号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「六千三百円」を「三百四十円」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十八号中「在勤一月」を「勤務一日」に、「一万三百円以内で人事委員会規則で定める額」を「四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあつては、五百六十円）」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号から第二十五号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十八条第一項中「（次項において「短時間勤務職員」という。）」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

改正理由

社会情勢の変化にかんがみ、特殊性の薄れた勤務に係る手当を廃止し、特殊勤務手当の支給要件を改めるとともに、国に準じて手当の額を適正なものに改める等所要の改正を行う必要がある。

七、十略

十一 交通整理の業務 勤務一日につき 三百十円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、四百六十円）

十二 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 勤務一日につき 五百六十円

十三 犯罪鑑識の業務 勤務一日につき 二百八十円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、五百六十円）

十四 警らの業務 勤務一日につき 三百四十円

十五 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 勤務一日につき 四百二十円（当該業務が自動二輪車又は高速道路における自動車の運転の場合にあつては、五百六十円）

十六、二十一略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

二百九十円

九 犯罪捜査等の通訳の作業 作業一日につき 三百七十円
十、十三略

十四 交通整理の業務 在勤一月につき 七千円（当該業務が高速道路で行われた場合にあっては、七千円に勤務一日につき五百五十円を加算した額）

十五 私服員が行う犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の業務 在勤一月につき 一万三百円

十六 犯罪鑑識の業務 在勤一月につき 六千二百円（当該業務が犯罪現場又はこれに関連する場所に立ち入つて行われた場合にあっては、六千二百円に勤務一日につき百九十円を加算した額）

十七 警らの業務 在勤一月につき 六千三百円

十八 緊急自動車の指定を受けた交通取締用自動車の運転の業務 在勤一月につき 一万三百円以内で人事委員会規則で定める額

十九 無線機器の運用又は保守の業務 在勤一月につき 五千元

二十、二十五略

（短時間勤務職員の特例）

第三十八条 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。）の月額の特例勤務手当の額は、当該月額の特例勤務手当の額に勤務時間条例第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員に対する第三十三条第十四号及び第十六号の規定の適用については、同条第十四号中「七千円」とあるのは「七千円に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号）第二条第二項又は第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（第十六号において「勤務割合」という。）を乗じて得た額」と、「七千円」とあるのは「当該額」と、同条第十六号中「六千二百円」とあるのは「六千二百円に勤務割合を乗じて得た額」と、「六千二百円」とあるのは「当該額」とする。

新

旧

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条 1略

2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 七百十円

二 前項第二号に掲げる作業 千八十円

(警察職員の特殊勤務手当)

第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十号までに掲げる作業に従事した職員及び第十一号から第二十一号までに掲げる業務に従事する職員(第十八号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。

一 三略

四・五略

六 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのもの 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額

イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行う作業 八百四十円

ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で定める道路をいう。ハ、第十一号及び第十五号において同じ。)で行う作業 八百四十円

ハ 夜間に高速道路で行う作業 千二百六十円

ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 五百六十円

(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条 1略

2 前項の手当の額は、作業一日につき次の各号に掲げる額とする。ただし、作業が午後六時から翌日の午前六時までの間に行われた場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

一 前項第一号に掲げる作業 四百八十円

二 前項第二号に掲げる作業 七百三十円

(警察職員の特殊勤務手当)

第三十三条 警察職員の特殊勤務手当は、第一号から第十三号までに掲げる作業に従事した職員及び第十四号から第二十五号までに掲げる業務に従事する職員(第二十号に掲げる業務にあつては、警視以上の階級にある警察官である職員又は管理職員である職員(警察官である職員を除く。))を除く。)に対して、それぞれ当該各号に定めるところにより支給する。

一 三略

四 術科指導の作業 作業一日につき 二百九十円

五・六略

七 交通捜査の作業(人事委員会規則で定める作業に限る。)で次のいずれかのもの 作業一日につき 作業の区分に応じそれぞれ次に掲げる額

イ 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。ハにおいて同じ。)において行う作業 五百八十円以内で人事委員会規則で定める額

ロ 高速道路(道路法第三条に規定する高速自動車国道その他人事委員会規則で定める道路をいう。ハ及び第十四号において同じ。)で行う作業 五百八十円以内で人事委員会規則で定める額

ハ 夜間に高速道路で行う作業 七百九十円以内で人事委員会規則で定める額

ニ イからハまでに掲げる作業を除く作業 四百四十円以内で人事委員会規則で定める額

八 道路において行う運転免許試験又は取消処分者講習の作業 作業一日につき